

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第1回 2024年1月



OECDの最新MAP統計データの解読

- 経済協力開発機構（OECD）は2023年11月14日付けで2022年12月31日現在の相互協議（Mutual Agreement Procedure, MAP）事案に関する統計データを公表した¹。MAPとは、各国（管轄地域）の税務管轄当局間で租税条約の相互協議条項に従い、個別事案に対する交渉・協議を行うことで、納税者の二重課税、条約政策の執行、租税待遇の差別化などの問題を共同で解決する協議をいう。これは、税源浸食と利益移転（BEPS）に関する包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS）において、OECDがBEPS行動計画14に従って公表したMAP統計データであり、世界133の租税管轄地域及びほとんど全てのMAP事案をカバーしている。
- さらに、OECDは初めてBEPS包摂的枠組みの各租税管轄地域のMAPに関する包括的なガイドラインを公表した。当該ガイドラインは、租税条約の参考資料、管轄当局の連絡先に関する情報及び各租税管轄地域における最新のMAP統計データを含む各租税管轄地域のMAP政策と実務を要約している。
- 本稿は、OECDが公表した133の税務管轄地域のMAP統計データ、中国本土のMAP統計データの要点分析、KPMGのインサイトを通して、多国籍企業（「海外進出」企業及び「外資誘致」企業を含む）がMAPという紛争解決メカニズムをよりよく理解し、柔軟にMAPを活用することにより移転価格税制などに係る租税リスク管理を行うようサポートする。

内容の概要

➤ 世界のMAP統計データ

- **2022年のMAP増加件数は2021年を上回った。**2022年期首の世界のMAP事案は6,297件であった。2021年に比べて、2022年の新規MAP事案²は2,493件であり、前年同期より70件増加し、成長率は約

¹ OECD公式サイト： <https://www.oecd.org/tax/dispute/mutual-agreement-procedure-statistics.htm>

² MAP事案は、移転価格事案とその他の事案を含む。移転価格事案とは、納税者の相互協議手続の申請が恒久的施設（PE）の利益帰属又は関

3%であった。このうち、2022年の新規移転価格MAP事案は1,166件であり、前年同期より115件増加し、成長率は約11%であった。これは、各国で移転価格調査件数が増加していることを示している。納税者はMAPメカニズムを利用することでユニラテラル移転価格調査による二重課税の解決を期待している。

- **2022年に締結されたMAP件数は依然として多い。**2022年に終了したMAP事案件数は2,375件であった。2021年に比べて、2022年に審査が終了したMAP事案は約4%減少し、このうち、移転価格事案は0.5%減少し、その他の事案は約6.5%減少した。しかし、2022年のMAP事案の締結率は2020年に比べて約9%増加し、2019年に比べて3.5%増加した。これは、各国の税務当局がMAP協議を引続き推進し、BEPS行動計画14の実施に積極的に対応し、推進していることを示している。
- **MAP事案の終了効果は基本的に期待通りである。**2022年に締結されたMAP事案のうち、約73%の移転価格事案とその他の事案が二重課税などの租税問題を解決した。具体的にはMAPによる二重課税の完全な排除、租税条約に合致しない租税問題の解決、片務的救済（unilateral relief）又は国内的救済（domestic remedy）による二重課税の解決が含まれる。僅か3%のMAP事案は合意に至らずに終了した。この2つの数値は2021年の数値とほぼ変わらない。このように、MAPは依然としてクロスボーダー租税紛争を解決するための有効な方法と言える。
- **MAP事案の平均処理期間は目標の24か月に近づいている。**2022年に締結されたMAP事案の平均処理期間は25.3か月であり、2021年に締結されたMAP事案の平均処理期間が26か月であることから、目標である24か月により一歩近づいたことを示している。このうち、移転価格事案の処理期間は2021年の32.3か月から28.9か月まで短縮され、当該事案の処理期間が30か月を下回ったのは初めてのことである。これらの成果は、各管轄地域の税務管轄当局のMAPにおける積極的な取組みを示している。

➤ 中国本土のMAP統計データ

- **MAP事案の発生件数と終了件数はやや減少したものの、依然として高水準にある。**2022年に中国本土で発生したMAP事案は合計39件であり、2021年に発生したMAP事案43件に比べてやや減少した。2022年末時点で中国本土における既存MAP事案は合計179件であり、締結先は主に韓国、米国、イタリア、日本、スイスなどである。

2022年に終了したMAP事案³は合計22件であった。このうち、移転価格事案は12件であり、その他の事案は10件であった。

MAP事案の終了件数が2021年の36件を下回ったものの、2020年の15件に比べて大幅な増加となった。

- **移転価格事案の受理にかかる時間が短縮した。**事案の受理から処理開始までの平均期間から見れば、2022年の移転価格事案の平均期間は1.77か月であり、2021年の1.83か月及び2020年の4.3か月より短縮

連者間の利益配当に関連していることをいう。また、ここでは移転価格事案以外のMAP事案を「その他の事案」と称する。

³ 当該統計の対象は、2016年1月1日以前と2016年1月1日以降に申請を提出したMAP事案を含む。

され、中国税務当局のMAP事案の受理効率の大幅な改善を示した。

- **2022年のMAP事案の平均解決期間が短縮した。**2022年に終了した移転価格事案の平均期間は33.44か月、その他の事案の平均期間は28.84か月であり、それぞれに2021年の平均期間37.89か月、41.93か月より短縮した。事案の平均解決期間は複数の要因（事案の複雑性、締結先との交渉進捗など）による影響を受けるものの、平均解決期間の短縮から見れば、中国税務当局が最低標準の承諾を履行し、多国籍納税者にサービスを提供するために行った努力を十分に反映している。

KPMGの所見

BEPS行動計画の実施以来、世界の租税環境は未曾有の調整や変化に直面している。ポストコロナ時代において、世界経済の発展は大きな不確実性を伴っている。これを背景に、多国籍企業のビジネス環境はこれまでに経験したことのない課題に直面したため、公正な租税環境及び投資・運営の確実性に対する納税者の需要も高まっている。2015年10月、BEPS行動計画1-15が導入された後、中国をはじめとする多くの国・地域の税務当局はリソースの投入を増やし続け、BEPS行動計画14で提案された最低標準を満たすことを承諾し、納税者が租税の確実性をより向上できるようサポートし、国際的な二重課税を効果的に回避・解消できるように取り組んでいる。

企業はクロスボーダー経営において租税紛争に直面した際、MAPという租税紛争解決ツールを十分に利用し、両国の税務当局に積極的にサポートを求め、自社の合法的な権益を効果的に保護することで、国際的な二重課税の回避・解消を図る必要がある。近年、多くの企業はMAPを通じてクロスボーダー移転価格税制に係る紛争を解決した後、バイラテラル事前確認（Advance Pricing Agreement, APA）を申請することで、将来年度の移転価格調査リスクを効果的に回避し、より長期的に租税上の確実性を求め、企業の長期的かつ持続可能な運営発展につながる。

お問合せ先

華北地域

Li Lisa 李輝

Partner パートナー

Email: lisa.h.li@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7638

華中・華東地域

Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2286

Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3678

Wang Zhewei 王哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2717

Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2322

Mokuta Masakazu 壺田 正和

Partner パートナー

Email: masakazu.mokuta@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2247

華南地域

Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Tel: +86 (20) 3813 8109

Chen Vivian 陳蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: +86 (755) 2547 1198